

令和4年度 第11回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和5年2月7日（火）

13時30分～14時20分

場 所 役場本庁舎3F 会議室

〈出席者〉 阿川教育長、大草委員、梅原委員、岡先委員、漆谷教育課長
吾郷課長補佐

〈欠席者〉 児島委員

〈議 題〉
1, 令和4年度末教職員定期人事異動の内申の承認について【承認】
2, 美郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について【承認】

教育課長 それでは時間が参りましたので、第11回美郷町教育委員会を始めさせていただきます。本日は、この教育委員会の方は1時間以内に終えて、2時半からは、町長との総合教育会議に入る予定となっております。よろしくお願ひいたします。それでは教育長からごあいさつをお願ひいたします。

教育長 みなさんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。立春を過ぎて、何か春が来た感じもしますけれども、まだもうひと降りあるようですがいまして、体に気をつけていただきたいなと思います。コロナもおさまりつつありますけども、私の近所の三刀屋小学校は、3・4年生は濃厚含めて30人ぐらいぱぱぱっと出て臨休ですけど、まだやっぱり油断ならないなあというところです。まだまだ気をつけてくださいませ。
今日は会議録署名委員さんは梅原委員さんと岡先委員さん。会期は今日1日でよろしいでしょうか。会議録の承認ですけども、第8回ですよね。

大草委員 2回読んだけど大丈夫でしたよ。

教育長 ありがとうございました。承認いただきました。
4番目、私の諸報告ですが、人事異動の方、管理職、教諭、そこら辺はほぼ完了いたしました。今日この内申のところで明日、事務所に提出しますが、この後は、講師さんを埋めていく作業に入れられますけれども足りません。足りないところをどう埋めていくかという作業になると思います。これは県や事務所の方がやっているわけでございます。管理職の再任用と

か教諭の再任用があれば、浜田管内の先生経験者で学校を埋めて、管内自己充足率っていうそうですけども、これは余っていると。いいのか悪いのかは別として、ただ東部の人材との交流といいますか、そういうのが少なくなっているという現状です。

コロナ関連ですけど、マスクのことですね、5類に移行するとか、まあマスクについては自己判断なんていう言葉もありますけども、それから資料に載せてますけど給食のこととかとか。先に制度の方はいろんなことを言うわけですけども、現場はちょっと混乱。実態がいろいろありますので、一概にみんな統一してそうすることはできないなど、校長会でも話をしています。5類に移行するのは連休明けでしたね。卒業式にマスクを取ったらという、ちょっと中途半端な言い方もありましたけど、基本的には大和は取れるところは取る。密はないですから。邑智中はみんな一気に取るっていうわけにはいかんかなという話をしております。来賓もですね、大和はたくさん呼べても、邑智はなかなかというようなまだ状況です。間もなく案内状の発送があると思います。皆さん方にも出席をしていただきたいと思いますが、また場所とか時間はご案内があると思います。

カヌーのインターハイの件で県の方も動きがありまして来庁されました。これからということでございます。私の報告は以上でございます。

それでは議事の方2件ございますが、まず1号「令和4年度末教職員定期人事異動の内申の承認」ということで、カラー刷りのデータは載せておりません。ペーパーのみでございますからそちらをご覧ください。

左が転出、右側が転入、育休補充等になります。緑色の部分は講師さんが配属予定ですので空欄になっております。白いところが教諭、事務職員等の配置になりました。(以下、異動する教職員について説明)

大草委員 この人事は駄目よと言って通るものではありませんよね。

教育長 各校長の要望はほぼ叶えられたかなあと。若干まだ決まってないところもあるんですけども。

教育長 まだ内申で、新聞発表までは皆さん内密にお願いをしたいなと思います。ご承認いただけますでしょうか。

教育委員 (全員が承認)

教育長 では、2号議案。「美郷町地域学校協働活動推進設置要綱」の制定につい

て。お願いします。

教育課長

それではタブレットの方の資料、「美郷町地域学校協働活動推進員設置要綱」ということで、前回コミュニティスクールの「学校運営協議会」の設置規則をご覧いただいたと思いますが、そちらの側が、学校教育の中のコミュニティスクールの推進の母体であるとすると、社会教育側は地域協働活動の本部事業というのがありますと、それは特に何かそこに具体的な組織があるわけではありません。

地域の側のサポート体制の構築と学校をつなぐという役割で、地域学校協働活動推進員というのが、社会教育法の中で位置付けをされております。この地域学校協働活動推進員、これを美郷町にも置きますという、設置要綱でございます。

第1条でその趣旨、先ほど私が申し上げた内容、第2条で設置を規定しております。定数は3名以内としておりまして、この推進員の置き方というのは、それぞれ各市町の状況に応じてということです。エリアごとに1名と規定しているところもありますし、学校に1人と規定をしているところもあります。うちの場合それぞれの地域、例えば邑智に1人、大和に1人、それをまた統括する立場でもう1人いてもいいかもしないということで、一応最大で3名というところを考えておけば、賄えるのではないかということでの3名内です。

第4条で資格と委嘱について規定をしております。第5条で任期を3年としております。第6条ではその職務を規定をしておりまして、地域学校協働活動に関する事項について、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行うということが第1の職務でございます。

そのほかにも1号から3号のように子どもを取り巻く教育課題であったりとか、地域の人的物的資源といったところ、学校と社会教育で必要なものを、ここの推進員がつないでいくという役割です。

第7条で謝金について規定をしております。活動1時間当たり2,200円という時間単価を設けております。通勤手当は支給しないものとなるっておりますが、総務課へ例規審査を出した段階ではこの文言ですが、昨日これを見返したときに、通勤手当というのは言い方おかしくないかなという話も出ておりまして、交通費と表現を変えさせていただいたほうがいいかなと思っております。これはまた例規審査の担当と話をいたします。

第8条で守秘義務を規定しております。最後に施行期日ですが、令和5年4月1日から施行するとしております。「地域学校協働活動推進設置要綱」については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 これも制定について承認をいただくんですね。

教育課長 はい。

教育長 ご質問ございます？

大草委員 何とか委員とか何とか委員とかいろいろ増えますね。

岡先委員 運営協議会の委員さん？

教育課長 その運営協議会の委員に入ることも想定されています。

教育長 あまり重複しない方がいいような部分ですね、私はねやっぱり同じ人のカラーになってしまったら、何かね。でも結局地域において社会的信望のある方ってのも決まっていますよね、何となくね。その辺がちょっと難しい。

岡先委員 あの運営協議会の委員さんとは重複しないんですよ。

教育課長 重複する場合もあります。そこに入って会議に入っておくということも、国が想定している図式で言うと学校運営協議会と地域学校協働本部という二つの組織がかたち上はあって、その間をつなぐっていう、だから両方に関わっていくということです。

大草委員 いいことかもしれません。あそこの通勤手当だけ直していただいて。

教育長 学校運営協議会も、明日は学校の先生を集め、福田教育長に講義をしていただいて。あの先生たちのほとんどは学校運営協議会ってなんそりやつていう感じだと思うんですよ。何回説明してもわからない。難しいところがあるんですかね。この推進員さんが今後鍵を握っていく。形骸化しているところと、あるのにはないというような状態という市町にはこの推進員的な役割の人がいないか、何もしないか、これ学

校に任せとってもなかなか。

大草委員 明日あるんですね。

教育長 隣の川本町からも来られるようです。では承認いたいたいたということで、無事2件承認いただきました。その他の報告事項2件お願いします。

教育課長 それでは報告事項でございます。

「小中学生新年度就学準備金」についてということで、資料を載せております。これはもともとの発想を言いますと、町長から来年度の給食費を実質無料化してあげたいという、ただし財源はコロナ交付金、ということで、それも今年度のコロナ交付金でございます。来年度のものを今年度のこの交付金で対応することはできませんので、来年度の1学期分の給食費相当のお金を、美郷町内の小中学校に通う子どもの保護者さんに、その子どもさんの人数に応じて小学校と中学校で給食費の金額も違いますので、小学校と中学校でその1人当たりの金額も変わります。それを今年度のうちに「みさとと。Pay」に支給するということでございます。あくまでも、来年度に向けての今年度の各家庭での準備、そのためにお使いいただく準備金ということでの、各家庭にご案内を出させていただいております。

吾郷補佐 学校には昨日の朝メールで送りましたし、保育園も年長さんが対象になりますので、保育園を通じて送っております。

教育課長 申請の方も電子申請ということで、QRコード読んでいただきスマートフォンから申請をいただくという流れにしております。これの次の要項の方に、対象や1人当たりのポイントを載せております。基準日は2月1日時点で美郷町にお住まいの方、ということにしておりまして、受け付けの期間を2月10日から2月28日までしております。

大草委員 1人につきか。5人ほどいたら5人分ですね。

教育課長 そうです。申請で対象の子どもさんも入れていただくようになりますので、そこが間違いないかということもこちらでチェックをし

た上で、商工会を通じてポイント付与の手続きをということになります。

梅原委員 これは全員が対象なんですね。

教育課長 4月から区域外に出られる方は対象になりません。

岡先委員 入ってこられる方も対象外に。

教育課長 2月1日時点でここに住所があるということが前提になります。

梅原委員 それとこれ書類をちょっと拝見したときに、申請書、スマートフォンでやりなさいって書いてあって、最近全部これなんですけど。申請書が必要な方は教育委員会まで来なさいって書いてあるんだけど、ほとんど全部スマホで申請できるようなイメージですか？

教育課長 子育て給付金を、健康福祉課の方で同じやり方で出しておりまして、スマートフォンの対応ができなかったご家庭があるかどうかを調べました。

吾郷補佐 1件ほどありますて、申請に来られたのは、その子どもさんのおじいちゃんでしたね。おじいさんはスマートフォンを持っておられないので。お父さんはおられるんですけど、体調が悪くて来られなかった。その時書類を渡したそうですねので、準備はしております。

教育課長 報告事項の2番目に行かせていただいてよろしいでしょうか。2番目は「人権・同和教育推進協議会」の第5回の講演会でございます。2月20日月曜日、2時30分から4時の予定で、大和事務所で行います。講師が奥田均先生。何回か美郷町にも来ていただいたことがあります。とてもわかりやすい話をされますので、なるほどと腑に落ちるお話をしていただける先生ですので、ぜひお出かけください。同じ日のほぼ同じ時間帯に麻布大学の島津先生の口の健康っていうような講演会も予定をされておりまして。両方とも同時に進行して、蓋を開けてみたら同じ日だったということです。以上でございます。

教育長 次回、ちょっとお待ちください。退任式をすればその日ですか。しな

かつたから 20 日過ぎにやっていたけれど。退任式はちょっとまだ。
今度の令和 5 年度の春からっていうけじめで、切りのいいとこからや
り始めます。23, 24あたりはどうでしょう。

梅原委員 できれば 23 日を希望します。

教育長 では、第 12 回は 23 日木曜日、13 時 30 分から。では、第 11 回
教育委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

署名者 委員 梅原 高雄
委員 田先 かえて
記録者 吾御 真彦

